

令和 4 年 4 月 1 日

事故発生予防・防止のための指針

1. 在宅における事故予防・防止に関する考え方

当社では、より質の高いサービスを提供することを目標に在宅での事故予防・防止に努めます。そのために必要な体制を構築し、組織全体で在宅での事故予防・防止に取り組みます。

事故予防・防止に取り組むにあたって、下記の体制を取組みます

事故予防・防止委員会の設置

目的

在宅での事故を予防・防止するとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者及びそのご家族に最善の対応を提供できる事を目的とし、安全管理体制を当社全体で取組む。

事故予防・防止委員会担当者

事故予防・防止委員会担当者	
代表者	【近久 一也】
サービス提供責任者	【原田 純子】

事故予防・防止委員会の開催

事故予防・防止委員会を開催し、事故発生の予防・再発防止の検討を実施する。

事故予防・防止委員の役割

- ✓ 事故予防・防止マニュアルを定期的に見直し、必要に応じてマニュアルの改訂を行う
- ✓ 職員研修用の研修プログラムの策定
- ✓ 事故報告の分析及び改善策の検討
- ✓ 事故報告の分析及び改善策の検討によって出された改善策等を全職員に周知徹底を図る

事故予防・防止のための職員研修の開催

- ✓ 年 1 回事故予防・防止の研修会を行う
- ✓ 新任職員への事故予防・防止の研修会を行う
- ✓ その他、必要な教育・研修を行う